（法第六十一条の四第四項の内閣府令で定める者等）

第二条の三　法第六十一条の四第四項の内閣府令で定める者は、同項の要避難者を受け入れるべき避難場所を管理する者並びに関係指定地方行政機関の長、関係指定公共機関及び関係指定地方公共機関、関係公共的団体その他同項の協議先市町村長が必要と認める者とする。

2　法第六十一条の四第六項の内閣府令で定める者は、同項の協議元市町村長の統轄する市町村の区域において協議元市町村長が同項の通知を受けた時に現に要避難者を受け入れている避難場所を管理する者並びに関係指定地方行政機関の長、関係指定公共機関及び関係指定地方公共機関、関係公共的団体その他協議元市町村長が必要と認める者とする。

3　第一項の規定は、法第六十一条の五第六項及び第六十一条の六第五項の内閣府令で定める者について準用する。この場合において、第一項中「協議先市町村長」とあるのは、「都道府県外協議先市町村長」と読み替えるものとする。

4　第二項の規定は、法第六十一条の五第十項及び第六十一条の六第七項の内閣府令で定める者について準用する。

［条を加える。］

（令第二十四条の内閣府令で定める管区海上保安本部の事務所）

第二条の四　［略］

（法第八十六条の八第四項の内閣府令で定める者等）

第八条の二　［略］

2～5　［略］

（令第二十四条の内閣府令で定める管区海上保安本部の事務所）

第二条の三　［同上］

（内閣府令で定める者）

第八条の二　［同上］

2～5　［同上］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

1　この府令は、災害対策基本法等の一部を改正する法律の施行の日（令和三年五月二十日）から施行する。

2　この府令の施行の際現に災害対策基本法第四十九条の七第一項の規定により災害対策基本法施行令第二十条の六第一号から第四号までに定める基準に適合する指定避難所（同条第一号から第五号までに定める基準に適合するものを除く。）として指定されているものについては、改正後の災害対策基本法施行規則第一条の七の二第一項に規定する指定一般避難所として同法第四十九条の七第二項の規定により準用する同法第四十九条の四第三項の規定による公示をされているものとみなす。

省　令

○農林水産省令第三十四号

植物防疫法（昭和二十五年法律第百五十一号）及び家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）を実施するため、植物防疫法施行規則及び家畜伝染病予防法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和三年五月十日

農林水産大臣　野上浩太郎

植物防疫法施行規則及び家畜伝染病予防法施行規則の一部を改正する省令

（植物防疫法施行規則の一部改正）

第一条　植物防疫法施行規則（昭和二十五年農林省令第七十三号）の一部を次のように改正する。